

# 農業開発公社 農地集積加速化事業実施要領

## 第1 事業の目的

少子高齢化が進展する中、徳島県の農業を維持発展させるためには、地域ぐるみで農地利用の効率化を図るとともに担い手の育成、耕作放棄の発生防止等が求められている。

このため、徳島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を活用した担い手への農地集積を図る取組みを支援することを目的とする。

## 第2 事業の実施

農業開発公社農地集積加速化事業（以下「本事業」という。）の実施について、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第3 対象事業等

### 1 経営拡大支援事業

機構から農地を借り受ける「受け手」に対し、規模拡大や作業効率化に必要な農業用機械・施設等（以下「機械等」という。）の導入整備に要する経費について、**別記1**により支援する。

### 2 お試しほ場活用促進事業

農地中間管理機構が中間保有している農地での新規就農者や就労支援施設等による「お試しほ場」としての活用を図る経費について、**別記2**により支援する。

## 第4 事業計画の提出等

1 本事業の実施を希望する者（以下「事業実施主体」という。）は、本事業計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）又は、お試しほ場活用申込書（様式第10号-1又は10号-2、以下申込書）を添付し、市町村長（事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。）へ提出するものとする。

2 市町村長は、1の事業計画書又は申込書の内容が適当と判断する場合は、本事業計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書又は申込書を添付し、公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

3 代表理事は、市町村長から事業計画書又は申込書の提出を受けたときは、内容を検討し、その内容が適当と認めるときは知事の承認を得た上で当該計画を承認するとともに、その結果を市町村長へ通知するものとする。

4 市町村長は3の承認を受けたときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

## 第5 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、交付要綱別表1の「重要な変更」に掲げる事項とし、事業計画の重要な変更が生じた場合は、第4の手続きに準じて、変更事業計画書の提出及び承認の手続きを行うものとする。

## 第6 補助金交付申請

1 事業実施主体が補助金の交付の申請を行うときは、市町村長が定める様式等による交付申請書に第4の承認を受けた事業計画書を添付し、市町村長へ提出するものとする。

- 2 市町村長は、交付要綱第5条に規定する補助金交付申請書に1の事業計画書又は申込書を添付し、代表理事に提出するものとする。

## 第7 実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、市町村長が定める様式等による実績報告書に事業実績報告書（様式第2号）又は事業完了報告書（様式第11号）を添付し、市町村長へ報告するものとする。
- 2 市町村長は、交付要綱第14条に規定する当該年度の実績報告書に定める関係書類を添付し、代表理事に報告するものとする。

## 第8 補助金交付指令前の着工

事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着工届（様式第3号）をあらかじめ事業実施主体が市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、代表理事に提出するものとする。

## 第9 本事業により整備した機械等の管理運営等について

### 1 管理運営等

- (1) 事業実施主体は、第3の2の事業により交付を受けて整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。
- (2) 市町村長は事業実施主体が、当該事業によって整備した機械等を適正に管理運営し、これにより事業の適正な推進が図られるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。  
また、関係書類の整備、機械等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

### 2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳（様式第4号）を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体が法人、または農業者の組織する団体である場合は、その管理する機械等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行う。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち機械等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
  - ① 事業名及び目的
  - ② 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
  - ③ 設置場所
  - ④ 管理責任者の役職及び氏名
  - ⑤ 利用者の範囲（複数の経営体が共同で利用する場合）
  - ⑥ 利用方法に関する事項（複数の経営体が共同で利用する場合）
  - ⑦ 利用料に関する事項（複数の経営体が共同で利用する場合）
  - ⑧ 保全に関する事項
  - ⑨ 償却に関する事項
  - ⑩ 必要な資金の積立に関する事項
  - ⑪ 管理運営の収支計画に関する事項

## ⑫ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、この事業により取得した機械等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。
- (5) 事業実施主体は、継続的に機械等を活用できるよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (6) 事業実施主体は、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- (7) 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。  
ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入等すること。

## 3 財産処分等の手続

- (1) 事業実施主体は、機械・施設等について、当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、交付要綱第25条に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、市町村長の承認を事前に受けなければならない。なお、市町村長は、承認を行う場合、事前に代表理事の承認を受けなければならない。
- (2) 災害の報告
  - ① 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市町村長及び代表理事に報告するものとする。市町村長及び代表理事は、事業実施主体と協議し、対応を指示するものとする。
  - ② 事業実施主体は、機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、市町村長及び代表理事に報告しその指示に従うものとする。

## 4 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体は、機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、市町村長に届け出るとともに、その指示に従うものとする。
- (2) 市町村長は（1）による届け出があった場合、当該増築等の必要性について代表理事と協議するものとする。

## 5 移管手続

- (1) 事業実施主体は、機械等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、市町村長に報告しその指示に従うものとする。
- (2) 市町村長は（1）による報告があった場合、当該機械等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、代表理事に報告するものとする。

## 第10 報告及び評価

- 1 第3の1の事業を実施した事業実施主体は、当該事業計画に定めた成果目標の達成状況について、達成状況報告書（様式第5号）により事業実施翌年度から目標年度まで毎年度4月30日までに市町村長へ報告するものとする。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒しして成果目標を達成した場合には、この限りではな

い。

- 2 市町村長は、1の達成状況報告書により、事業実施翌年度から目標年度まで毎年度4月30日までに代表理事に報告しなければならない。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒しして成果目標を達成した場合には、この限りではない。
- 3 市町村長は、1の達成状況報告書の点検評価の結果、目標年度において事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、1の達成状況報告書に加えて改善計画書（様式第6号）を提出させるものとする。ただし、本事業により整備した施設等の処分制限期間を経過した場合には、この限りではない。
- 4 市町村長は、事業実施主体から改善計画書の提出があった場合には、達成状況報告書とともに代表理事へ提出するものとする
- 5 事業実施主体は、やむを得ない理由により成果目標を変更する場合には、達成状況報告書の提出手続に準じて、成果目標変更承認申請書（様式第7号）を市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、代表理事に提出するものとする。
- 6 代表理事は、5により変更承認申請された内容が適当であると認める場合には、知事の承認を得た上で変更を承認するとともに、その結果を市町村長へ通知するものとする。
- 7 市町村長は6の承認を受けたときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。

#### 第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項及び報告様式等については、代表理事が別に定める。

#### 附 則

この実施要領は令和4年4月1日から施行する。

## 別記1

### 経営拡大支援事業

#### 第1 用語の定義

本事業における用語の定義は別表1のとおりとする。

#### 第2 交付対象者

農業経営の規模を拡大する農業者等で、第4の要件を満たす者。

#### 第3 対象農地

農地中間管理事業の対象となる農地（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101）号第2条第3項に基づく農地）。

#### 第4 交付要件

- 1 指定期間内に認可又は公告が行われ、機構から農地を0.3ha以上借り受けている又は確実に見込まれること。
- 2 1の農地に交付対象者へ新たに集積される農地（別表1）が含まれること
- 3 指定期間終了後も、機構を活用した経営規模の拡大に継続的に取り組むことが見込まれること。
- 4 対象農地の受益面積が最大となる区域を所管する市町村において、人・農地プランに「今後の地域を中心とする経営体」として位置づけられていること、又は位置づけられることが確実であること。

#### 第5 対象となる機械・施設

- 1 事業実施主体が自らの経営において使用するために行う農産物の生産、流通、加工、販売の改善に必要な機械・施設（以下、「機械等」という。）であること。
- 2 補助対象とする機械等が、事業実施主体又はその構成員が既に有する機械等の代替として導入されるものでないこと。
- 3 交付対象とする機械等は、受益範囲・利用計画からみて適切なものとする。
- 4 1の機械等は、個々の内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
  - (1) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。（トラクター等本体と一体的に整備する場合は、50万円未満の付属装置も対象とする。）
  - (2) 原則として、耐用年数が5年以上のものであること。
  - (3) 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
  - (4) 整備を予定している機械等が、事業実施主体の事業計画の達成に直結するものであること。

#### 第6 上限額

交付する額の上限は、指定期間内の借受面積に応じて以下のとおりとする。

- 1 指定期間内の借受面積が0.3ha以上0.5ha未満  
交付対象者ごとに100万円以内とする。  
ただし、第7の3に該当する場合には200万円以内とする。
- 2 指定期間内の借受面積が0.5ha以上1.0ha未満  
交付対象者ごとに200万円以内とする。  
ただし、第7の3に該当する場合には300万円以内とする。
- 3 指定期間内の借受面積が1.0ha以上2.0ha未満  
交付対象者ごとに300万円以内とする。
- 4 指定期間内の借受面積が2.0ha以上  
交付対象者ごとに400万円以内とする。

#### 第7 補助率

- 1 一般支援タイプ  
10分の3以内とする。
- 2 スマート農業支援タイプ  
導入する機械等が別表2に示すものに該当する場合、10分の4以内とする。

### 3 新規就農支援タイプ

次の(1)～(2)を満たす場合、2分の1以内とする。

- (1) 認定新規就農者であること
- (2) 原則として、就農後2年以内であること

### 第8 事業の執行

原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札により事業費を決定することとする。ただし、農業者の組織する団体等で、競争入札を執行することが困難な場合にあつては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。

### 第7 目標年度

事業実施の翌々年度とする。

別表1 (第1関係)

用語	定義
新たに集積された農地	機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点で交付対象者以外の者が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が、機構を介して交付対象者に貸し付けられること。

別表2 (第7関係)

事業種目	対象機械
スマート農業支援タイプ	1 自動操舵装置 (自動操舵装置を搭載する機械は対象外)
	2 草刈機 (自律走行又はリモコン式に限る)
	3 農業用無人車 (自律走行式又はリモコン式で、運搬用又は防除用に限る。)
	4 中切機
	5 ロボット摘採機
	6 野菜若しくは花きの乗用収穫機又は収穫ロボット
	7 RTK基地局 (GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る)
	8 ドローン
	9 データ駆動型農業に資する機械 (ロボットトラクタ (無人使用に限る。)、可変施肥機 (ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機)、収量コンバイン (収量マッピング機能を備えたものに限る) 等)
	10 その他知事が必要と認める機械

## 別記2

### お試しほ場活用促進事業

#### 第1 対象農地

- 1 機構が農地を借り受けてから、1ヶ月以上中間管理保有している農地
- 2 受け手との合意解約等により、機構が中間保有している農地

#### 第2 事業の種類

第1の農地を活用した「お試しほ場」としての活用は以下を対象とする。

- 1 就農希望者、新規就農者等が就農や農地の借受に先立って、技術指導を受けながら農地を活用して行うお試し就農
- 2 就労支援施設等による農業技術の習得のための研修等
- 3 企業や任意団体等による農地の保全活動等

#### 第3 事業期間

原則として6ヶ月以上、1年間以内とする。

#### 第4 対象となる経費

別表3とおおりとする。

#### 第5 交付額

10アールあたり10万円以内。(最小単位を1アールとし、切り捨てとする。)  
ただし、1経営体あたり25万円を上限とする。

#### 第6 関係機関の協力体制

本事業の実施は、農業支援センター、市町村、JA等の関係機関との密接な連携の元で行うものとし、技術指導等の体制が整っている場合のみ行うものとする。

また、農業支援センターは必要に応じて第7の手続きを補助するものとする。

#### 第7 事業手続き

- 1 第2の1の活用を希望するものは、農業支援センター等の関係機関とあらかじめ相談及び必要な調整を行った上で、様式の10号-1により事業実施主体へ申し込みを行う。
- 2 第2の2及び3の活用を希望する者は、様式10号-2により事業実施主体へ申し込みを行う。
- 3 事業実施主体は、申し込み内容が適当と認める場合には、活用希望者及び関係機関へ通知した上で、対象農地の提供を行うものとする。
- 4 事業の終了後、お試しほ場として農地を活用した者は様式11号により事業実施主体へ完了報告を行うとともに、当該の農地の借受を検討するものとする。

別表 3

区分	内 容
謝金	お試しほ場での技術指導を行う者に対する謝礼に要する経費（謝金の単価については、内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること）
需用費	事業を実施するための必要となる経費（種子・種苗費、農業用資材費、農業用機械リース料等）
委託費	事業目的の達成のため事業の一部を他の団体へ委託するために必要な経費
その他	上記に掲げるものの他、知事が必要と認める経費